

経緯

先進諸国と比べて公的に接種するワクチンが少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消をはじめとして、予防接種制度について幅広い観点からの見直しを求められた。

このため、昨年5月の予防接種部会の第二次提言を踏まえ、予防接種法において、

・厚生労働大臣が予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとする等所要の措置を講じることにより、予防接種のあり方について総合的な見直し※を図ることとした。

※ 予防接種・ワクチン分科会において、少なくとも5年ごとを目途に見直しを検討。

予防接種基本計画の策定について

- ・予防接種・ワクチン分科会において、予防接種の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を検討・提案する。
- ・具体的には平成25年中に予防接種基本方針部会と研究開発及び生産・流通部会において原案を検討し、予防接種・ワクチン分科会の確認を得ながら、平成25年末までに成案を得る。
- ・厚生労働省は予防接種・ワクチン分科会の提案を踏まえ、予防接種基本計画を策定する。

予防接種基本計画の項目（予防接種法により規定）

- ① 予防接種に関する総合的かつ計画的な推進に関する基本的な方向
- ② 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項
- ③ 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項
- ④ 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項
- ⑤ 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策を推進するための基本的事項
- ⑥ 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項
- ⑦ 予防接種に関する国際的な連携に関する事項
- ⑧ その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項